

北海道後期高齢者医療広域連合監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第199条第4項の規定による監査について、同条第9項の規定により、別紙のとおり監査の結果に関する報告を決定したので、これを公表する。

令和8年8月25日

北海道後期高齢者医療広域連合監査委員 中 村 秀 春
北海道後期高齢者医療広域連合監査委員 高 谷 茂



令和8年度

北海道後期高齢者医療広域連合
定期監査結果報告書

北海道後期高齢者医療広域連合監査委員

令和 8 年度定期監査結果報告

北海道後期高齢者医療広域連合監査基準第 3 条第 1 項第 1 号に基づき、以下のとおり財務監査（定期監査）を実施した。

1 監査の期間

令和 8 年 7 月 1 日から令和 8 年 8 月 25 日まで

2 監査の対象

広域連合事務局（会計班を含む。）、広域連合議会事務局及び広域連合選挙管理委員会事務局

3 監査の範囲

令和 7 年度の財務に関する事務を対象とした。

4 監査の方法

関係法令等及び予算に基づき適正に執行されているかどうか、関係書類を検査するとともに関係職員の説明を聴取した。

5 監査の結果

財務に関する事務執行の状況について、関係書類を監査した結果、おおむね適正に執行されていると認められた。

なお、事務処理上の軽微な事項については、関係職員に改善を指示した。